

築地再開発検討会議設置要綱

平成 29 年 9 月 22 日制定 29 都市政土第 627 号

平成 29 年 10 月 12 日改正 29 都市政土第 692 号

(名称)

第 1 条 本会議は、築地再開発検討会議（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 会議は、築地の魅力を最大限に活かした再開発に向けて、各分野で活躍している有識者・専門家等から自由な発想で幅広い意見を聴取し、まちづくりの大きな視点として整理することを目的として設置する。

(組織)

第 3 条 会議は、知事が別途委嘱する委員をもって組織する。

2 座長は委員の互選により定め、会務を総理する。

3 副座長は座長が指名し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

3 委員又は前項の規定により会議に出席した委員以外の者に対し、謝礼金を支払うことができる。

4 会議の資料及び議事録については、原則として公開とし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(守秘義務)

第 5 条 委員又は前条第 2 項の規定により会議に出席した委員以外の者は、会議に関連して知りえた情報を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第 6 条 会議の事務局は、都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課及び政策企画局調整部政策課とする。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則（平成 29 年 9 月 22 日付 29 都市政土第 627 号）

この要綱は、平成 29 年 9 月 22 日から施行する。

附 則（平成 29 年 10 月 12 日付 29 都市政土第 692 号）

この要綱は、平成 29 年 10 月 12 日から施行する。